

平成22年(行コ)第157号 損害賠償等請求控訴事件(住民訴訟)

控訴人 小林洋一 他1名

被控訴人 和泉市長 辻 宏康

控訴人準備書面(1)

平成23年2月1日

大阪高等裁判所 第5民事部①係 御中

上記控訴人 小林 洋一

上記控訴人 小林 昌子

控訴人は、被控訴人準備書面(H23年1月28日付け)に以下反論する。

第1 被控訴人準備書面の第1について

1 被控訴人は以下主張する。

通常「要綱」とは、国又は地方公共団体の行政執行上の指針をまとめたものを意味し、訓令、通達又は内規にあたる内部文書の性質を持つものであるが、その法律上の拘束力は行政機関に及ぶに過ぎず、直接住民に及ぶことはない。それ故、「要綱」(基準)に違反している場合、それが法律、条例、規則にも違反している場合は兎も角、そうでないのであれば、直ちに違法と評価を受けるわけではない。

そして、「要綱」(基準)違反を看過した行政機関(担当職員)が然るべき制裁を課されることはあっても、同違反に基づき、対外的になされた行政機関の意思表示(行政処分)自体が直ちに違法となるものではない。

2 要綱に反することが直ちに違法とは言えないのは被控訴人の主張通りであるが、補助金(助成金)要綱は、補助対象事業について、地方自治法232条の2所定の公益上の必要性の判断基準を行政指針として具体化したものであって、この判断基準を逸脱し、これを看過してなされた助成金の支出には、原則として公益上の必要性が認められない。公益上必要と認められなければ本件助成金の支出は違法となる。

以下の二つの裁判例は以上の主張を裏付ける判断がなされている。

裁判年月日 平成19年2月23日 裁判所名 東京地裁 裁判区分 判決

事件番号 平17(行ウ)522号

事件名 損害賠償(住民訴訟)等請求事件

Westlaw.japan 文献番号 2007WLJPCA02238010

地方自治法232条の2は、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる旨規定し、普通地方公共団体が補助金を支出することができるのは、当該普通地方公共団体の公益上必要がある場合に限られることを明らかにしている。したがって、市要綱に定める支給要件を欠いた補助金の支出が当該普通地方公共団体の公益上必要であると認められなければ、当該補助金の支出は違法であるというべきである。

そして、地方自治法232条の2にいう「公益上必要がある場合」とは、法律要件として極めて抽象的なものであり、その要件該当性は一義的に決定することができるものではない。すなわち、普通地方公共団体において何が公益であるかについては、当該普通地方公共団体が置かれた社会的、経済的状况等により変わり得るものであり、当該普通地方公共団体の政策

的判断によらざるを得ない面があることを否定することができない。そうすると、「公益上必要がある場合」に当たるか否かは、当該普通地方公共団体が置かれている社会的、経済的状况等を前提として、補助金の交付を受ける相手方と当該普通地方公共団体との関係、補助金の交付が当該普通地方公共団体ないしその住民にもたらす利益、効果、その程度、交付される補助金の額がそれに見合うだけの利益をもたらすものかなど諸般の事情を総合的に勘案して決するほかないものということになるが、そのような総合的な判断をする場合には、事柄の性質上、裁量が機能する余地を否定することはできないのであって、そうであるとすると、地方自治法は、「公益上必要がある場合」に当たるか否かの判断については、当該普通地方公共団体の長の合理的な裁量にゆだねているものと解するのが相当である。

そうすると、当該普通地方公共団体の長がした補助金の支出がその裁量権を逸脱し、又は濫用したものと認められる場合に限り、当該補助金の支出は違法であるというべきである。

そして、普通地方公共団体の長が法律又は条例等の法令の委任を受けていない要綱等において補助金の支出に関する支出要件等を定めて補助金を支出している場合には、当該普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体が置かれている社会的、経済的状况等を前提として、補助金の交付を受ける相手方と当該普通地方公共団体との関係、補助金の交付が当該普通地方公共団体ないしその住民にもたらす利益、効果、その程度、交付される補助金の額がそれに見合うだけの利益をもたらすものかなど諸般の事情を総合的に勘案した上で、要綱等において補助金の支出に関する支出要件等を定めているものと考えられるから、要綱等において定める補助金の支出に関する支出要件等を欠いているにもかかわらず、これを看過してされた補助金の支出には、原則として公益上必要があると認め
ることはできない

裁判年月日 平成16年3月18日 札幌地裁 裁判区分 判決
事件番号 平14(行ウ)2号
事件名 損害賠償等請求事件
裁判所ウェブサイト

補助金交付の根拠規定である地方自治法232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定めているところ、補助金を交付するか否かは、地方公共団体の長が、地方公共団体における経済的、社会的、文化的な諸要素や各種の行政施策の在り方等の諸事情を総合的に考慮した上で、住民の多様な意見及び利益を勘案して、様々な政策要求の優先関係を政治的に決定してその行政目的を達成し、もって住民の福祉の増進に寄与するという見地から判断すべきものであるから、地方公共団体の長に政策判断としての裁量権が認められていると解すべきである。

他方で、同条文が「公益上」の「必要」を要件とした趣旨は、恣意的な補助金交付によって地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにあると解されるから、このような「規制要件」である「公益上」の「必要」性に関する行政判断の裁量権の範囲は無制約な自由裁量とはいえないことは明らかであって、同要件を充足しない補助金交付は当然違法となるものと解するのが相当である。そして、公益上の必要性の有無は、補助の目的、経緯及び効果、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況、地方公共団体の財政規模及び状況、補助金交付手続の公正等の諸事情を総合的に判断して決せられるべきである。ところで、本件各補助金については、補助金の交付の申請、決定等に関して手続等を定めた北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）の外に、本件各要綱において、補助の目

的、対象となる事業及び補助金交付の要件等につき具体的に定めて、公益上の必要性についての判断基準を明らかにしているものであるが、本件各要綱は、行政当局が行政の指針として制定する内部規則であって、法律や条例等の委任規定に基づき定められたものではなく、それ自体法規としての性質をもつものではないから、本件各補助金の交付が本件各要綱に違反するからといって、直ちに違法となるものとははいえないと解すべきである。しかしながら、本件各要綱に違反して補助金が交付された場合には、それが補助金が「公益上」の「必要」がないにもかかわらず交付されたことを推認させる事情となる余地があることになる。

3 更に本件要綱は、市民に周知され、長年に亘り運用されおり、市民が助成金を申請するに当たっては本件要綱によりその範囲が制限され、偽りその他の不正な手段で申請し、又は目的外に利用したときは助成金の返還を命ずることが出来るとの罰則規定が定められているなど、対外的規制を伴うもので、被控訴人の主張する単なる内部手続き規定に留まらず、準法規的性格をもった要綱と言える。

4 建築基準法違反について、被控訴人は建築確認通知書を申請にあたって添付することが義務付けられていないから、本件申請は違法ではないと主張する。

控訴人は建築確認通知の添付がないことを違法と主張しているのではなく、建築基準法では建築確認の取得無しに建築物を建築出来ないとされ、本件はそれに反する重大な法律違反であり、そのような建築物に助成金を支出するのは公益に反すると主張しているのである。

又是正措置を講じているとも主張するが、仮に事後に是正したとしても建築確認の事前審査の趣旨から言って、建築確認の未取得の瑕疵は治癒されることはない。建築基準法で事後に建築確認の取得が出来ないことからこれが伺える。

5 虚偽の立面図を添付したことは、被控訴人の主張するような手続き上の瑕疵ではなく、ダンジリ収納庫を単なる倉庫として申請した様に偽装するためになされたもので、重大な違法行為であり、要綱第10条の助成金の返還事由に該当し、公序良俗にも反するもので、そのような助成金申請は違法・無効である。

第2 被控訴人準備書面の第2について

否認する。

以上